

# ラテン・アメリカ政経学会規約

(1964年 9月 26日制定)  
(1980年 11月 8日改正)  
(1988年 10月 22日改正)  
(1994年 11月 12日改正)  
(2001年 11月 11日改正)  
(2004年 11月 13日改正)  
(2009年 11月 29日改正)  
(2011年 11月 13日改正)

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、ラテン・アメリカ政経学会（英語名 Japan Society of Social Science on Latin America, スペイン語 Sociedad Japonesa de Ciencias Sociales de América Latina, ポルトガル語 Sociedade Japonesa de Ciências Sociais da América Latina）と称する。

## 第 2 章 目的および事業

第 2 条 本会は、ラテン・アメリカの政治経済などに関する社会科学研究ならびに研究者相互の協力の促進をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会の開催
- (2) 機関誌の刊行および配布
- (3) 内外学会および関係諸団体との交流
- (4) 研究者の養成に関する事業
- (5) その他本会の目的に合致する事業

## 第 3 章 会 員

第 4 条 本会は、本会の目的とする研究に従事する者をもって組織する。会員は、研究会、会員総会、講演会などに出席し、機関誌の配布を受けこれに投稿することができる。

第 5 条 会員になろうとする者は、会員 1 名の推薦をもって申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第 6 条 会員は会員総会の定めるところに従い、毎年会費を納めるものとする。3ヶ年以上にわたり会費を納めない者は会員である資格を失うことがある。

第 7 条 理事会は名誉会員を推薦することができる。

第 8 条 本会の目的に賛同し、その事業の達成を援助するため、会員総会の定めるところ

に従って維持会費を納入する法人を維持会員とする。維持会員は、本会出版物の配布を受け、維持会員たる法人に所属する者は、本会の会員総会、研究会、その他の会合に出席し、また研究調査の報告をすることができる。

#### 第 4 章 役 員

- 第 9 条 本会は、理事若干名と監事 2 名を置く。理事および監事は会員中より選出するものとし、その手続は別に定める。
- 第 10 条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。  
理事は理事長および常務理事若干名を互選する。  
理事長は本会を代表し、会務を統括する。  
理事長に支障があるときは、理事長が指名した常務理事が理事長の職務を代行する。
- 第 11 条 理事会は、研究会などの開催、機関誌の編集発行、会計などの日常業務執行のため会員の中より幹事若干名を委嘱する。
- 第 12 条 理事会は、顧問を推薦することができる。
- 第 13 条 監事は、会計を監査する。
- 第 14 条 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期は連続二期を限度とする。

#### 第 5 章 会 員 総 会

- 第 15 条 理事会は、毎年 1 回会員総会を、必要に応じて臨時会員総会を召集する。
- 第 16 条 会員総会は、事業報告ならびに会計報告の承認、役員選出、規約の改正、その他本会の基本的な重要事項を議決する。
- 第 17 条 会員総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立し、会員総会の議事は本規約に特別の定めのある場合を除いて出席会員の過半数でこれを決する。

#### 第 6 章 規 約 の 改 正

- 第 18 条 本規約を変更するには、会員総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

#### 雑 則 事 務 局

- 1) 本会の本部は、理事会の提案にもとづき会員総会が定める大学またはその他の研究機関に置く。ほかに支部を置くことができる。

## 附 則

- 1) 本会正会員の会費は年 8,000 円（機関誌代を含む）とする。ただし、学生会員の会費は年 5,000 円（機関誌代を含む）、シニア会員の会費は 3,000 円（機関誌代を含む）とする。なお、学生会員とは常勤職をもたない大学院生、シニア会員とは 65 歳以上で、5 年以上正会員として所属したのち、常勤職を辞した会員をいう。（平成 22 年度より実施）
- 2) 維持会費は 1 口年 20,000 円以上とする。

## ラテン・アメリカ政経学会理事選挙実施要綱

(1980年11月8日制定)

(2011年11月13日改正)

1. 理事の総数は10名程度とし、うち約6名は会員の選挙によりこれを選任し、約4名は選挙により選ばれた理事の推薦にもとづき会員総会においてこれを選任する。ただし、上記の選挙において下位同点の場合は、それらを当選とする。
2. 理事の選挙を行うため選挙毎に5名の委員をもって構成する選挙管理委員会を設け、その委員は理事会の推薦にもとづき会員総会においてこれを選任する。
3. 選挙権者および被選挙権者は、本学会の会員（ただし、選挙実施年の前年度末現在において会費完納の者）とする。連続二期理事を務めたものは、次の期の被選挙権を失う。
4. 選挙は郵便による投票によって行う。
5. 投票は無記名とし、5名連記として行う。
6. 投票の時期は、役員改選年次の会員総会予定日前の適当な時期とする。
7. 昭和54年次からこの選任方法を実施する。

ラテン・アメリカ政経学会監事選出要綱  
(1988年10月22日制定)

監事は、会員総会において会員の提案にもとづき選出する。